

# 令和8年度（2026年度）熊本県健康づくり県民運動等 啓発業務委託に係る企画コンペ実施要領

## 1 委託業務名

令和8年度（2026年度）熊本県健康づくり県民運動等啓発業務委託

## 2 目的

本県では、「第5次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）」を定め、「県民が生涯を通じて心豊かに暮らし続けることができる熊本」を目指し、全体目標に「健康寿命の延伸」を掲げている。

健康づくりの推進には、県民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持って主体的に取り組むことに加え、社会全体が個人の健康を支え、守る環境を整えていくことが重要である。

これまで、本県では、保健医療福祉関係団体など44団体が構成員となった「熊本県健康づくり県民会議（以下「県民会議」という。）」を核とし、「健康づくり県民運動（以下「県民運動」という。）」を展開してきた。

また、「くまもとスマートライフプロジェクト」として、県民が元気で健康な毎日送るために重要な6つのアクション「①適度な運動」、「②適切な食生活」、「③禁煙」、「④健診やがん検診受診」、「⑤歯と口腔のケア」、「⑥十分な睡眠」の実践を推進している。

本事業では、県民運動の更なる推進に向け、県民をはじめ県民会議参加団体やスマートライフプロジェクト応援団の企業・団体等が一体となって、これまで以上の機運醸成、普及啓発等を一体的に実施することにより、県民総ぐるみの健康づくり運動を強化・推進する。

## 3 委託内容

「令和8年度（2026年度）熊本県健康づくり県民運動等啓発業務委託仕様書」のとおり

※契約時の仕様書は、企画コンペの結果に基づき、必要な変更を加えたものとする。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月24日（水）まで

## 5 委託限度額

11,515千円を上限とする

上記金額には、本業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税の額を含む。また、上記金額は、提案の目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、必ずしも一致しない。

## 6 スケジュール（予定）

(1) 公告（県庁HP）	令和8年5月28日（木）
(2) 事業者説明会参加申込期限	6月4日（木）午後5時締切
(3) 事業者説明会	6月9日（火）午前10時～
(4) 質問書提出期限	6月10日（水）午後5時締切
(5) 企画提案書提出期限	6月23日（火）午後5時締切
(6) 審査会（プレゼンテーション）	6月30日（火）
(7) 審査会結果通知	審査会終了後、速やかに実施
(8) 契約内容協議・契約締結	審査会終了後、速やかに実施
(9) 委託契約終了	令和9年3月24日（水）

## 7 企画コンペ参加及び業務受託の資格要件

本業務を実施する者は、企画提案から実施に至るまで高度な企画力、演出力、実践力等を有するとともに、業務に必要な事務・手続きを迅速かつ効率的に行える万全の体制を備えていることが求められることから、原則として次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 熊本県の「物品調達・業務委託契約等入札参加資格者名簿」の「広報・広告業務」又は「催事関係業務」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第161号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にないこと。
- (8) 熊本県内に本店又は支店等を設置している法人であること。
- (9) 仕様書の趣旨に則り、委託業務内容を遂行する能力を有しているとともに、県の施策等を十分理解し、本事業の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (10) 実施に必要なネットワークと情報、ノウハウを有していること。
- (11) 当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤と遂行体制を有すること。また、担当者を配置し、県との業務調整を円滑に行える体制が取れること。

## 8 事業者説明会

※企画コンペ参加に当たり、事前説明会への参加は必須ではありません。

- (1) 日 時：令和8年6月9日（火）午前10時～（60分程度）
- (2) 場 所：熊本県防災センター307会議室（予定）
- (3) 申込方法：参加申込書（別紙様式第1号）をメールで提出する。

※質問のメール送付後は県健康づくり推進課に確認の電話を入れること。

メールアドレス：kenkousuisin@pref.kumamoto.lg.jp

電話番号：096-333-2252

- (4) 提出期限：令和8年6月4日（木）午後5時まで
- (5) そ の 他：1事業所あたり、2人までの参加とする。

## 9 企画コンペに係る質問

- (1) 質問方法：質問書（別紙様式第2号）をメールで提出する。

※質問のメール送付後は県健康づくり推進課に確認の電話を入れること。

メールアドレス：kenkousuisin@pref.kumamoto.lg.jp

電話番号：096-333-2252

- (2) 提出期限：令和8年6月10日（水）午後5時必着
- (3) 質問に対する回答方法：質問者を匿名として県ホームページに掲載する。

## 10 企画提案書の提出

- (1) 提出方法：

紙：持参又は郵送 ※郵送の場合は、必ず到着確認を行うこと。

データ：メール【kenkousuisin@pref.kumamoto.lg.jp】

- (2) 提出期限：令和8年6月23日（火）午後5時必着
- (3) 提出部数：各2部（原本1部+写し1部）+電子データ
- (4) 提出先：〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

健康長寿・食育班 松下、廣瀬

- (5) 提出書類：

番号	項目	様式等
1	企画提案書	表紙は別紙様式第3号 ※原則としてA4判左綴じとし、書式、枚数等については自由とするが、内容は仕様に沿って簡潔・明瞭に記載すること。
2	事業者概要	別紙様式第4号
3	実施体制図	任意様式 ※業務責任者、担当者、一部業務を再委託する場合は再委託先等を明記すること

4	業務スケジュール表	任意様式
5	概算経費見積書	別紙様式第5号
6	事業者の取組に関する申出書	別紙様式第6号 ※認定証写し等必要書類を添付すること。
7	参考資料	必要に応じて提出すること

## 12 審査（プレゼンテーション）の開催及び委託候補者の選定方法等

提案書の内容等について、応募者によるプレゼンテーションを行ったうえで、選考委員がこれを評価し、委託候補者を決定する。

### (1) 審査会の開催日等

- ア 日時：令和8年6月30日（火）（具体的な時間については、別途通知する。）
- イ 会場：熊本県防災センター304会議室（予定）
- ウ 選定結果：文書で審査会に参加した応募者に通知する。

### (2) 審査会について

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、企画提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、選考委員は熊本県職員の中から選定する。

### (3) 審査及び委託候補者の選定について

#### ①書類審査の実施

企画提案書の提出後、速やかに、審査会の前に書類審査を行い、次の②の審査会に参加する応募者を選定する。この場合、選定の可否に関わらず、すべての応募者に書類審査の結果を通知する。

#### ②審査会の開催

①の書類審査で合格した応募者が企画内容に関するプレゼンテーションを行い、審査会でこれを評価し、各選考委員が採点した得点の合計が最も高い企画提案者を委託候補者として選定する。同点の場合は、選考委員の多数決により決定する。

なお、最上位の提案者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を委託候補者とする。また、各審査員の評価点は100点満点とし、各審査員の評価点の平均が50点に満たない場合は、不合格とする。

企画提案者が1者であっても、企画コンペを実施することとするが、評価点の平均が50点に満たない（不合格）場合は、委託候補者該当なしとして、再度公告のうえ、企画提案者を募集する。

※プレゼンテーションの際の入場者数については2名以内とし、20分間（説明15分、質疑応答5分）で審査を行う。なお、応募者数によってはプレゼンテーションの時間が短くなる場合がある。

※パソコン、プロジェクター、スクリーンは設置なし。

### (4) 審査会の審査結果は、審査会に参加した応募者に文書で通知する。

### (5) 審査基準は以下のとおりとする。

<審査基準>

分類	内容	
全体	(1) 事業目的に沿った内容となっているか	
	(2) 実施内容、方法等が具体的に示されているか	
企画内容	(3) 「くまもと健康づくり県民フォーラム2026」等の企画・運営 ・ 県民の目にとまり、誘客に繋がる工夫があるか ・ 県民横丁出展者の参加募集に工夫があるか	
	(4) 健康運動の取組み ・ 参加者を集めるための工夫や仕掛けがあるか ・ 会場等でスムーズに実施できる内容か	
	(5) 食環境の整備促進 ・ 参加者を集めるための工夫や仕掛けがあるか ・ 内容がターゲットに対して適当か ・ 野菜摂取量増加や減塩に繋がる内容か	
	(6) 応援団登録の促進 ・ 効率的に運用ができるような工夫があるか ・ 多くの企業に広めるための工夫や仕掛けがあるか	
	(7) 健康経営の優良事例の収集及び横展開 ・ 多くの企業に広めるための工夫や仕掛けがあるか ・ 取材候補先が示されているか	
	(8) 地域での健康づくり活動の展開 ・ 地域に波及させるための工夫や仕掛けがあるか ・ 取組内容、方法等が具体的か	
	(9) 広報プロモーションの実施 ・ 内容、周知方法等がターゲットに対して適当か ・ 健康無関心層にも届くような広報媒体を活用しているか ・ 多くの人の興味を引くための工夫がされているか	
	(10) 普及啓発のグッズ等作成 ・ グッズは魅力的か、啓発に繋がるものか ・ 様々な場面で活用できるものとなっているか ・ 県民に配付することが想定されているものか	
	効果測定	(11) 適切な効果測定の方法が提案されているか
	体制	(12) 委託業務の実施体制 ・ 委託期間内に着実、迅速な業務遂行を行うことができる実施体制（対応人数、役割分担、責任体制等）となっているか ・ 事業を実施するのに十分な実績があるか
事業者の取組 (公告日現在)	(13) 働く環境の整備 ・ 熊本県ブライト企業の認定を受けている	

	<p>(14) 多様な人材の活躍</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）がある。または、協力雇用主登録制度に登録がある</li> </ul>
	<p>(15) 環境配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Action のいずれかの認証等、または 森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）がある</li> </ul>
	<p>(16) 事業者による地域経済の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録している</li> </ul>
	<p>(17) その他の持続可能な社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熊本県SDGs登録制度に登録している</li> <li>・ パートナーシップ構築宣言に登録している</li> </ul>

### 1.3 委託事業者決定後の業務執行

- (1) この選考により決定する委託事業者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第95条第1項第1号の規定による単独随意契約とする。
- (2) 契約締結の際は、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、同条第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- (3) 委託料の支払いは、委託業務完了後の精算払とする。
- (4) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、又は記載事項に疑義が生じた場合は県と協議することとする。

### 1.4 留意事項

- (1) 事業の実施においては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案どおりの実施を保証するものではない。
- (2) 提出書類の作成・提出に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書及び審査経過については公表しない。
- (4) 企画提案書及び審査過程において、記載事項の虚偽や何らかの不正行為があると判断された場合には、選定後でも失格とする。
- (5) 企画提案書は、1事業者につき1件とする。
- (6) 企画コンペ参加申込書受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (7) その他詳細は、業務仕様書のとおりとする。